

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長
金融02	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☒ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標について具体的な数字を示すことで、マーケットに対し予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてはお示しすることは困難と考える。
② 上記①と同じ。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数が把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 適用法人数は、評価書に示す通り5法人。 (出典) https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 将来の適用数の予測について具体的な数字を示すことは、マーケットに対し予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてはお示しすることは困難と考える。一方で、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進することを政策目標としていることから、今後も適用数（上場銘柄数）を増やしていきたいと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」 なお、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において「投資法人に係る課税の特例」の適用総額が示されているが、これは本税制（上場インフラファンドに係る特例）以外の投資法人に係る課税の適用実績も含む額であり、本税制のみの適用実績と比べて過大な数字となることから、同報告書を活用して何等かの数字を示すことも適当ではないと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」 なお、(4)と同様に、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において「投資法人に係る課税の特例」の適用総額が示されているが、これは本税制（上場インフラファンドに係る特例）以外の投資法人に係る課税の適用実績も含む額であり、本税制のみの適用実績と比べて過大な数字となることから、同報告書を活用して何等かの数字を示すことも適当ではないと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度から6年度まで）について、「毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果（令和元年度から6年度まで）について、「令和7年7月現在、5銘柄（時価総額約963億円）が上場している。各ファンドの資産規模合計は約3,112億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【金融庁の補足説明】						
① ファンド数については、下記のページより確認可能。 https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html						
② 直接的な効果として、評価書に示す通り、上場インフラファンドの合計資産額は年々増加している。なお、本特例措置が得られない場合は上場インフラファンドの組成は見込まれない。						
	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
上場インフラファンド数（累計）※	6	7	7	6	5	5
ファンドの合計資産額（億円）	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112
※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計						
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数5件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。						
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。						

【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標に対する将来の効果について、「足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【金融庁の補足説明】	
① 将来の効果の予測について具体的な数字を示すことは、マーケットに対して予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてお示しすることは困難である。一方で、第7次エネルギー基本計画に基づく、今後のシナリオによってエネルギーミックスの想定に幅があるものの、2040年までに、概ね50兆円程度は資金ニーズが発生すると試算され、仮に、エクイティでの資金調達で現状と同様に、3～4割程度とすると、約15～20兆円を私募ファンドや上場インフラファンド及び事業会社による出資金等で賄う必要があり(※)、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行うことで、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進されることが期待される。 (※) 出典：東京証券取引所（2025）『今後のインフラファンド市場の在り方研究会 報告書』p.10 https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/study-group/um3qrc0000014dqx-att/um3qrc0000014dt2.pdf	
【点検結果】	
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【金融庁の補足説明】	
—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。
		《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和8年3月末までとなっている取得期限を5年間延長し、税制優遇の適用期間(取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内)を現行より長期化すること。 また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。
		《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
5	担当部局	金融庁企画市場局市場課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成 26 年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成 28 年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10 年→20 年)を要望。 ・平成 29 年度税制改正要望において、平成 29 年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。 ・令和2年度税制改正要望において、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。 ・令和5年度税制改正要望において、令和5年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和8年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間	5年間の延長を要望する。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。

		《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略 2016(抜粋) 第2 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 2ー2 活力ある金融・資本市場の実現⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(抜粋) Ⅷ.3.地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 (1)ワット・ビット連携の推進 (略)再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組む。 ○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)(目的) 第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	〈実績評価における基本政策・施策等一覧(令和4～8年度)〉 Ⅱー1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲー1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	再エネ設備の取得期限(令和8年3月末まで)により本件税制優遇措置が実質的に日切れとなるところ、本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	上記達成目標の実現により、引き続き設備投資ニーズに対応しつつ、インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 平成 28 年6月に第1号案件が上場し、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円、個人投資家計約8万人)が上場しており、本件税制優遇措置の適用法人は5法人。また、各ファンドの資産規模合

		計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円の増加。足下において、上場している5銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。 【算定根拠】 －
②	適用額	－ 【算定根拠】 －
②	減収額	投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。 【算定根拠】 －
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年6月に第1号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和2年度税制改正及び令和5年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場しており、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。 足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。 令和8年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なる同市場の持続的な成長の実現が図られる。

	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
上場インフラファ ンド数(累計)※	6	7	7	6	5	5
ファンドの合計資 産額(億円)	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112

※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場している。各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。
--

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤: 税収減を是認する理由等	—	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器(ビークル)であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4 金融 02)	

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: **D 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本施策のみではなく他の施策も含めた総合的な判断になることから、本施策のみでのお示しは困難です。様々な施策を通じて金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致していきたいと考えております。
② 同上。
③ 同上。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: **C 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数が把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 評価書の修正を行いました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（その出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: **E 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 措置の拡充の要望をさせていただいており、今後、どのように措置が拡充されるか現時点は不透明であることから、将来の適用数の予測が困難となります。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: **C 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。

【金融庁の補足説明】
① 評価書の修正を行いました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（その出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: **E 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 措置の拡充の要望をさせていただいており、今後、どのように措置が拡充されるか現時点は不透明であることから、将来の減収額の予測が困難となります。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: **D 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本特例措置のみならず、他の施策も併せて実施しており、これらが相互に補完しあう形で効果を発揮しています。このため、本特例措置単独での過去の効果を定量的に測定することは困難ですが、総合的な誘致施策の一環として、一定の役割を果たしていると認識しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。 また、過去の適用数0件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: **D 段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果について、「日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当することにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本特例措置のみならず、他の施策も併せて実施しており、これらが相互に補完しあう形で効果を発揮しています。このため、将来の定量的な予測が困難となります。総合的な誘致施策の一環として、一定の役割を果たす効果があると認識しています。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類: A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。	
【金融庁の補足説明】	
① 評価書の修正を行いました。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

点検項目 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) 及び(7)に課題があり、その中でも (3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税7)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 投資運用業者の業績連動給与について説明書類を公表する等、一定の要件を満たした場合に損金算入する特例が認められている。
			《要望の内容》 金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。
			《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2
5	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度改正で創設された。
8	適用又は延長期間		恒久措置とすること。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際金融センターの実現
			《政策目的の根拠》 ・「資産運用立国実現プラン」(令和 5 年 12 月 13 日) 3. 資産運用業の改革 (2) 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進 ＜課題等＞ ・現状、日本において資産運用業の新規参入は限定的であり、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の存在も指摘されている。これらの正や新規参入促進策を通じ、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い、多様な商品やサービスが家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく必要がある。 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)

			第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (5)資産運用立国 家計の現預金が投資に向かい、企業価値向上の成果が家計に還元され、更なる投資や消費につながるインベストメント・チェーンを実現する。このため、「資産運用立国実現プラン」に基づき、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じたスタートアップ等の成長分野への資金供給を強化する観点から、国家戦略特区制度も活用しつつ金融・資産運用特区を推進するなど、資産運用業の改革を進める。 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) Ⅶ. 資産運用立国の推進 (4)資産運用業の改革 ②国内外からの新規参入と競争の促進 日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するとともに、「金融・資産運用特区」等を推進する。ii)金融・資産運用特区の推進 国内外の金融・資産運用会社の新規参入・業務拡充を促進 (7)対外情報発信・コミュニケーションの強化 我が国の国際金融センターとしての地位確立に向けた取組を進める。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。
10	有効性等	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	税制上の措置を講ずることにより、ビジネスしやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。
		①: 適用数	適用数の実績はない。
		②: 適用額	適用額の実績はない。

		③: 減収額	減収額の実績はない。
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 日本が国際金融センターとして確立するにあたっての弱みのひとつとして、税制面の課題が指摘されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	金融事業者・高度金融人材を受け入れ、日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、東アジア市場の強靱性を高めるとともに、日本市場の活性化が期待できるため。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、妥当。
11	相当性	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	日本が国際金融センターとして確立するにあたって弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、相当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年 11 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
税 目	法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標は「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。 その上で、当庁としても何らか計数的な指標をもって定量的にお示しできないか検討したところ、「9必要性等 ④政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」として、「銀行等により機構に対し対象株式等の買取りの申し入れがあった場合には一定の応諾率（80%以上）が達成されることが望ましい」との説明を令和8年度要望において新規設定しました。 この点について補足しますと、機構による株式等の買取りは、銀行等からの買取りの申し入れに対し、法令等で定められる要件への該当性に基づき判断するものであり、さらには当該要件に該当する場合には買い取らなければならないことから、機構の恣意が働く余地はなく、任意に応諾率を増減させられる性質のものではありません。そのため、「80%以上」という数値は達成目標ではなく、達成目標に照らして機構がセーフティネットとしての役割を十分に果たしていると評価されうる水準として思料し設定するものであり、故に「望ましい」との表現をもって説明するものです。なお、その他の指標をもって定量的にお示しすることも困難と考えます。
② 達成目標は先に述べたとおりであり、その性格上、達成時期を明示的にお示しすることは困難です。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、達成目標は実現されていると評価できるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26

年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】 ① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構のセーフティネットとしての機能発揮がなされることで、達成目標の実現が見込まれるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【金融庁の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税 12)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
			《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。
			《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項
5	担当部局		金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を

			解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
10	有効性等	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい(令和8年度要望において新規設定)。
		①: 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 【算定根拠】 —
		②: 適用額	適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円) - 特例適用後課税標準(10億円))である。 【算定根拠】 資本金等の額＝一般勘定の当初拠出金(107.0億円)＋特別勘定の売却時拠出金(177.8億円)＝284.8億円 (出典: 銀行等保有株式取得機構「令和6事業年度決算に関する報告」)
		③: 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度から令和7年度まで各年度144百万円 ○減収見込み額 令和8年度以降、144百万円 【算定根拠】 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 ＝27,478,679千円 × 0.21% ＝57,705千円(～平成26年度) ＝27,478,679千円 × 0.315% ＝86,557千円(平成27年度) ＝27,478,679千円 × 0.525% ＝144,263千円(平成28年度～令和元年度)

		= 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降) (出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
④: 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等より機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤: 税収減を是認する理由等		本特例措置を講ずることにより、令和8年度以降の各年度において法人事業税144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。 その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収

			減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 金融 03)

